平成２５年（フ）第１２２号
広島県福山市松永町５丁目35番８号
債務者　西田　　豊
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１４３号
広島県福山市山手町６丁目11番12号ビーライン泉Ａ203
債務者　有馬　智子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第５０３号
熊本市北区龍田１丁目13番67号　サンレジデンス103
債務者　永野　雅明
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６号
神奈川県横須賀市西浦賀５丁目25番６号
債務者　中村千鶴子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１２５号
神奈川県横須賀市津久井２丁目４番12号　太八アパートＦ
債務者　東　みどり（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第９４号
山口市大内御堀3002番地３
債務者　藤川　優子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
青森市金沢３丁目19番10号　つつじ荘５号
債務者　間山　榮子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
青森県東津軽郡平内町大字小湊字前菟33番地４
債務者　岡部　朋美
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５０５号
熊本市東区尾ノ上４丁目11番102号
債務者　大塚　祐輝
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３５５号
大阪市東淀川区瑞光２丁目５番12―401号
債務者　木﨑長一郎
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９０８号
大阪市此花区高見１丁目８番17―204号
債務者　才田　玉城
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０８８号
大阪府池田市畑２丁目４番３―301号
債務者　齋藤　　勝
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１３７号
大阪市東成区東小橋１丁目17番32号　セザール玉造903号
債務者　福田　好友
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６５号
大阪市鶴見区諸口４丁目14番36号　204
債務者　岡﨑　敦夫
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７８７号
大阪府守口市西郷通４丁目９番18号
債務者　福本千惠美
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８３４号
大阪市住吉区帝塚山西４丁目15番15号　帝塚山パンション15号
債務者　高木ヤス子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８５５号
大阪市東住吉区西今川２丁目20番20号
債務者　東　　滿久
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３号
岩手県二戸市福岡字橋場25番地
債務者　十文字　正
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前11時30分
盛岡地方裁判所二戸支部